

令和 6 年（第 2 回定例会）

観光建設水道委員会 会議録

令和 6 年 6 月 17 日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時 令和6年6月17日（月）

開議 午前10時00分

閉議 午前10時25分

○開会場所 市議会 第2委員会室

○出席委員（8名）

委員長 穴井 宏二 副委員長 小野 正明

委員 石田 強 委員 美馬 恭子

委員 森 大輔 委員 加藤 信康

委員 市原 隆生 委員 松川 峰生

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者（7名）

観光・産業部長 日置 伸夫 建設部長 山内 佳久

建設部参事兼
公園緑地課長 橋本 和久 上下水道局長 松屋 益治郎

観光課長 牧 宏爾 都市計画課長 山田 栄治

上下水道局
工務課長 永井 雄一

○議会事務局出席者

主 査 松 尾 麻 里 主 任 定 宗 隆 一 郎

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第55号	令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号） 関係部分	全員一致による 原案可決
議第62号	別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術 管理者の資格に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顚末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和6年6月17日

観光建設水道委員会

委員長 穴 井 宏 二

観光建設水道委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○穴井委員長

ただいまから、観光建設水道委員会を開催いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分」、ほか1件であります。

審査は、お手元に配付しております議案の審査順序表の記載順により、各課から説明を受け、質疑を行い、採決いたしますのでよろしくお願いいたします。

では初めに、観光課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）観光課関係部分について、当局から説明願います。

○日置観光・産業部長

今回、観光・産業部から提案をさせていただいております議案につきましては、観光課から1件でございます。何とぞ慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○牧観光課長

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）のうち、観光課関係部分について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

予算書の19ページをお願いいたします。

財源補正としまして2,000万円を計上しております。企業版ふるさと納税の一部を本事業に充当するものであります。

以上で、観光課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○松川委員

これ何に使うの。

○穴井委員長

何に使うかという質問ですね。

○牧観光課長

2,000万円の充当先でございますけども、観光客誘致受入れに要する経費の中の誘客推進事業費負担金4,918万6,000円のうち2,000万円を充当いたします。

具体的には、一般社団法人別府市B－b i z L I N Kに対する事業費負担金で、インバウンド向けの公式ウェブサイトE N J O Y O N S E Nの運営費や観光案内所ワンダーコンパスの運営費、国内外の観光展商談等への出店経費として使わせていただきます。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)観光課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号観光課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、観光課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時03分

再開：10時07分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、都市計画課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)都市計画課関係部分について、当局から説明願います。

○山内建設部長

それでは、本会議において提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

建設部からは、都市計画課をはじめ2課より一般会計補正予算議案を提出させていただいております。何とぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、課長のほうから説明いたします。

○山田都市計画課長

それでは、議第55号一般会計補正予算(第3号)都市計画課関係部分につきまして御説明させていただきます。

予算書の20ページをお願いいたします。

事業番号1240南部振興に要する経費の追加額としまして960万円を計上いたしております。これにつきましては、昨年度から実施しております楠銀天街アーケード撤去業務の経費でございますが、撤去を進めていくに当たりまして、より安全に作業を行うためのクレーン作業の追加が必要となったことや、歩行者等の安全を確実に確保しつつ、周辺交通等への影響を最小限とするため、仮設費用、それから交通誘導員も増員が必要となったために計上するものでございます。

以上、都市計画課関係部分の議案につきまして御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)都市計画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号都市計画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、都市計画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時11分

再開：10時11分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、公園緑地課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)公園緑地課関係部分について、当局から説明願います。

○橋本建設部参事兼公園緑地課長

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)公園緑地課関係部分について説明いたします。

予算書の21ページをお開きください。

都市公園整備事業費0506その他都市公園整備に要する経費の財源補正です。

交付金の交付により544万1,000円を一般財源から国県支出金として補正計上するものであります。

以上、公園緑地課関係部分の議案につきまして御説明いたしました。御審議のほどよろしく願います。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○加藤委員

国県支出金があるということは、特定公園ですか、分かれば。

○橋本建設部参事兼公園緑地課長

今回の公園につきましては、北石垣公園と海門寺公園の防犯カメラの予算につきまして、訓練交付金という危機管理課の補助金によって事業を行っていきます。

○穴井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）公園緑地課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号公園緑地課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公園緑地課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時14分

再開：10時14分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、上下水道局関係議案の審査を行います。

議第62号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○松屋上下水道局長

それでは、本議会に提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

上下水道局といたしましては、今回より、議第62号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について提出させていただいております。何とぞ最後まで十分御審議されますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、詳細につきましては、工務課長より説明させていただきます。

○松川委員

今、局長の話を聞いても内容が難しそうだから、簡単に分かりやすく説明するようにお願いできますか。

○穴井委員長

では、分かりやすくよろしくお願いします。

○永井上下水道局工務課長

それでは、議第62号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書の19ページを御覧ください。

これは水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、水道事業の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたこと、並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

まず、水道事業の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことでありますが、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化・耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、水質基

準の策定等については、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省へ、それ以外の事務については社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省へ、水道の基盤強化を図るため、令和6年4月1日から移管となったことによる改正であります。

次に、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しですが、資格要件については、現行では水道に関する実務経験のみを対象としていましたが、法の趣旨を踏まえて資格要件に下水道、工業用水道、道路または河川に関する実務経験を含める等の改正、また水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科（土木科）以外の課程の追加、国家資格（一級土木施工管理技士）の追加等を行うものであります。

以上で、議第62号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほど、何とぞよろしくお願いします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○松川委員

簡単に言うと、今回これが変わることによって、別府市の上下水道局に何か影響があるかどうかは1点と今後、いろいろ変わるによって何か事業に影響するかどうか、この2点をお願いいたします。

○永井上下水道局工務課長

別府市の水道行政について影響があるかということではありますが、特に影響はございません。別府市の水道事業の安全は担保されるということですので。

○市原委員

事業者はどんな影響を受けるか、その辺はどうですか。

○永井上下水道局工務課長

水道業者ということになりますか。

水道業者につきましても、特に変わりはありません。

○美馬委員

1個だけ。採用されるとき条件というのが、広がったというふうに理解していいんですか。

○永井上下水道局工務課長

そうでございます。

○美馬委員

経験年数ということは、今いらっしゃる若手の中でもその経験年数を加味して、こういう資格が与えられるということになるんですか。どういうふうになるんですか。

○永井上下水道局工務課長

一定程度決められた年数が経過すれば、水道布設工事監督者と水道技術管理者に選任することができるということであります。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第62号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、上下水道局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、観光建設水道委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：10時25分